

台湾・東南地域の「原住民」統治と沖縄・八重山統治の比較研究 —田代安定の「旧慣」調査に基づく政策形成を軸に—

大浜郁子

国立琉球大学法文学部 准教授

【要旨】

本報告は、近代日本の「内国（国内）」植民地と称されてきた沖縄と、最初の「外地」植民地である台湾の統治政策を比較することが目的である。具体的には、沖縄と台湾における「旧慣」調査に基づく統治政策の形成を軸に比較を行うが、特に2004年に台湾大学で発見された「田代文庫」に収蔵される両地域に関する「旧慣」調査資料を分析対象とする。

「田代文庫」とは、1880年代から1920年代にかけて、沖縄と台湾において「旧慣」調査を行った官僚、田代安定（たしろ やすさだ：1857-1928）が遺した資料群である。申請者は、約7年前から、「田代文庫」に収蔵される沖縄に関する資料調査を進め、同文庫の沖縄関係資料の完全版の目録作成と全文翻刻に取り組んでいる。本報告では、こうした調査の成果の一端を紹介するとともに、田代による沖縄と台湾の両地域における「旧慣」調査資料に基づく統治政策の形成について論じたい。（すでに申請者は、関連する論考として「田代安定にみる恒春と八重山—「牡丹社事件」と熱帯植物殖育場設置の関連を中心に—」、2013年、『民族學界』を發表している）。

本報告では、田代が、明治政府や政府高官らへ提出した、沖縄・八重山諸島に関する統治政策についての建議書（「八重山諸島創業意見緒言」や「八重山群島急務意見書」など）と、台湾・東南海岸地域に関する統治、特に「原住民」統治に関する、政策についての意見書（「台湾島東南海岸管理庁設置ノ件」）を考察する。田代の「旧慣」調査を通して、近代日本の沖縄・八重山諸島への統治と台湾・東南海岸地域の「原住民」統治の政策形成の連関を明らかにすることができると考えている。こうした考察は、近代日本による「国内（内国）植民地」・沖縄と最初の「外地」植民地・台湾の統治政策の比較においても意義あるものとなるであろう。

キーワード：田代安定、「旧慣」調査、八重山、台湾島東南海岸管理庁

臺灣東南地區「原住民」統治與沖繩八重山統治之比較研究 —以根據田代安定之「舊慣」調查形成的政策為主軸—

大浜郁子

國立琉球大學法文學部 准教授

【摘要】

本報告之目的，是為比較近代日本被稱為「內國（國內）」殖民地之沖繩與最初的「外地」殖民地臺灣之統治政策。具體而言，是以在沖繩與臺灣之根據「舊慣」調查形成的統治政策為主軸來進行比較的，特別是以 2004 年在臺灣大學所發現的「田代文庫」中收藏著關於兩地區之「舊慣」調查資料作為分析對象。

所謂的「田代文庫」，是指從 1880 年代至 1920 年代間，在沖繩和臺灣進行「舊慣」調查的官僚田代安定（TASHIRO Yasusada：1857-1928）所留下的資料群。申請者約從 7 年前開始進行收藏於「田代文庫」中關於沖繩的資料調查，同文庫中的沖繩相關資料之完整版目錄製作及全文翻印也正著手之中。本報告當中，介紹這些調查的成果之同時，也想藉由田代討論在沖繩與臺灣兩地，基於「舊慣」調查資料所形成的統治政策。（申請者對於相關論述及考察，已發表於 2013 年，『民族學界』之「由田代安定看恒春與八重山—以「牡丹社事件」與熱帶植物培育場設置之相關資料為中心—」）。

在本報告當中，針對田代向明治政府或政府高官所提出關於沖繩、八重山諸島之統治政策建議書（「八重山諸島創業意見緒言」與「八重山群島急務意見書」等）與臺灣東南海岸地區相關統治，特別是關於「原住民」統治之政策意見書（「臺灣島東南海岸管理廳設置之件」）進行考察。經由田代的「舊慣」調查，可以明顯地發現近代日本對沖繩、八重山諸島的統治與臺灣、東南海岸地區「原住民」統治的政策形成有其相關性。這樣的考察，對於比較近代日本對於「國內（內國）殖民地」、沖繩與最初的「外地」殖民地、臺灣的統治政策，也會更有意義。

關鍵詞：田代安定、「舊慣」調查、八重山、臺灣島東南海岸管理廳

（譯者：胡家齊）

はじめに

課題の設定

「内国（国内）植民地」と称されてきた沖縄と、初めての「外地植民地」台湾における「旧慣」調査の実態を考察することにより、近代日本による（「内国（国内）」・外地を含む）植民地統治政策の形成の原型が明らかになるのではないかと。

- (1) 沖縄における「旧慣」調査に関する田代安定の史料「八重山群島殖民ノ目途」の分析¹ → 国防の拠点、沖縄における「内なる植民地」としての八重山
- (2) 台湾における「旧慣」調査に関する田代の新史料「台湾島東南海岸管理庁設置ノ件」の分析 → 分遣隊による海岸防備、「原住民」居住地域への管理庁による統治（台湾における「内なる植民地」としての「原住民」居住地域？）

1. 田代安定の「八重山群島殖民ノ目途」と「台湾島東南海岸管理庁設置ノ件」の比較

1) 現地における統治機関の設置要請

八重山：「(殖民のために) 一ノ管理委員ヲ置キ、他ノ開拓諸事業ト共ニ此業ヲ調理セシメ…」 → 「管理委員」設置

卑南・奇萊：「予メ此处ニ総督府直轄ノ一民政庁ヲ置キ、而テ后チ或ハ蕃地管理部ノ所轄ニ収テ可ナラン。但タ、卑南ハ軍務上ニ枢要ノ関係アル土疆ナルヲ以テ其政務長官ハ武官若クハ硬骨行政官ヨリ精撰スヘキニアリ。然リ而シテ猶現在ノ各民政支部ニ於ケルカコトキ事務ヲ施行スルノ傍ラ徐ニ撫蕃ノ目途ヲ拡充シ管内測量事業ヲ兼テ植民上ノ目途ヲ講スヘキナリ」 → 卑南「民政庁」設置、奇萊「管理庁」設置

2) 現地住民の把握奨励（戸籍・族籍の調査）

八重山：「戸籍ヲ精査シテ此失典ヲ矯正シ、…」 → 戸籍調査に基づく「島民繁殖法」

卑南・奇萊：「族籍調査ト其方向鎮定上ニ全力ヲ注キ、…」 → 族籍調査と鎮定

¹ 大浜郁子「近代日本による沖縄と台湾への「旧慣」調査の比較—田代安定の調査を中心に—」(Japanese Civilization: Tokens and Manifestations, Polish Association for Japanese Studies(PSBJ), Jagiellonian University, Mangha Museum of Japanese Art and Technology, 16 November Cracow)。

3) 移殖民の展望

八重山：現地住民と「内地人」との混血奨励、「内地良民ノ移住法」
卑南・奇萊：インフラ整備と鎮定による「植民上ノ目途」

2. 田代安定の建議と統治政策の実施

- 1) 現地における統治機関の設置にみる八重山と卑南・奇萊との相違
- 2) 「旧慣」調査としての八重山における戸籍調査と卑南・奇萊における族籍調査
- 3) 「旧慣」に基づく八重山と卑南・奇萊における移殖民政策

結びにかえて

(1) 「内国（国内）植民地」と称されてきた沖縄において「旧慣」調査を行った上で、文字通りの「移殖民」を計画した田代の「八重山群島殖民ノ目途」は、近代日本による植民地統治政策の原型の一つをなす事例として重要

・田代安定という人物を通して、沖縄本島をはじめ全域について、土地制度、租税制度のみならず、言語・風俗・習慣など多岐にわたる「旧慣」を調査した上で、八重山諸島が「移殖民」による開拓に適地であると判断

→面積の小さい沖縄は「移殖民」には向かないと判断されていたとみなされてきたことへの再考の可能性

→近代日本による沖縄の「旧慣温存」政策に関する議論（安良城盛昭・西里喜行論争が代表的）を再考する前提として、田代が行った最初期の「旧慣」調査の考察により、「旧慣」が温存された理由の解明へとつながる可能性

(2) 初めての「外地植民地」台湾における「原住民」統治の先駆けとしての「台湾島東南海岸管理庁設置ノ件」にみる「旧慣」調査の重要性

・総督府直轄の民政庁（卑南には「民政庁」、奇萊には「管理庁」）を設置することで、「清国人」や匪賊の鎮圧および「撫蕃」が可能であると判断

→田代の「旧慣」調査に基づく建議が、「原住民」居住地域に対して、かつての清国の統治体制（「化外の地」）とは異なる統治を日本側が打ち出す根拠としての可能性

→田代を通して、「原住民」統治とそれに先立つ沖縄・八重山諸島統治の

連関の実証的な解明へとつながる可能性

今後の展望

田代安定を通してみる沖縄から台湾へ（「内国（国内）植民地」から「外地」植民地へ）の重心移動の分析 → 統治政策の転換（田代「我カ沖縄諸島ノ施政更革ニ焦心スル所ノ意匠ヲ姑ク該地ニ移シ…」など）

【史料】 田代安定「台湾島東南海岸管理庁設置ノ件（写シ）」（明治29年1月10日）²

[表紙]

写シ

台湾島東南海岸管理庁設置ノ件

[本文]

台湾島東南海岸管理庁設置ノ件

田代安定

謹テ白ス。茲ニ唐突不遜ヲ顧ミズ愚悃ヲ表告シ以テ裁断ヲ仰カント欲スルモノアリ。乃チ台湾島東南海岸管理庁設置ノ件是ナリ。抑モ普通一般ノ見解ヲ以テハ新旧台湾地図中ニ生蕃地ナル界線ヲ画シアル部分ハ総テ生蕃人ノ往時区域ノ如ク偏信スルモノアルヘシト雖トモ、其中ニハ既已ニ曠野開ケ若干ノ清国人民各所ニ村落ヲ構ヘ若干ノ帰化蕃人（即平埔蕃）ト混在シ市街等開ケ居ル地方アルコト、敢テ冗述ヲ俟タスシテ明ナリ。殊ニ、卑南奇来ノ両地方ヲ然リトス。乃今此両地方ニ総督府直轄ノ一民政庁ヲ開設シ以テ此处ニ適宜ノ管理制度ヲ敷カル、アランコトヲ切望ニ堪ヘサルナリ。安定赴任以来一念此ニ在リト雖トモ、讓黙荏苒以テ今日ニ至レリ。今ヤ意ヲ決シテ之ヲ啓発スルノ已ヲ得サルニ至レリ。其理由ヲ開陳センニハ数十紙ヲ連ヌルニアラサレハ詳悉スルヲ得ス。然リ而シテ卑南ト奇来トハ其地位地勢及ヒ旧来ノ諸關係上甲乙自ラ趣ヲ異ニスルモノアリ。卑南ハ即チ旧台東県地ニシテ清国人夥多住居シ、奇来ハ旧清国政府ニ於テモ尚コレヲ化外ノ疆ニ属シ蕃民散在区内ニ屯田ノ拓植ヲ試ミ掛ケシ部分ニシテ世人往々猶之ヲ宜蘭ノ一部分ノ如ク誤認シテ実地不相応ノ拓植設計ヲ掲ケ出ス者アル場処ナリト雖トモ、其实大ニ然ラス。宜蘭トハ殆ント三十余里ヲ隔絶シ、且其地正ニ行政区域ノ一部分ニ充ツヘキモノニシテ他ノ蕃地トハ素質異ナレリ。因テ今甲乙両章ニ別テ所見ヲ表陳ス。

卑南民政庁

夫レ卑南ノ地タル台湾島ノ南東端ニ僻在シ、東ヒリッピン群島ニ面セル大洋ニ瀕シ、南ハ恒春ニ接シ、西ハ鳳山。雲林背後ノ山岳匪列シ、北ハ成広湾附近ヲ以テ秀姑巒蕃地ニ接界シ、旧清国政府特ニ此处ニ兵營及ヒ事務庁ヲ置キ、夙ニ殖民ノ設計ヲ敷キ来リシモノ其如何ニ台湾島ニ重要ノ關係ヲ有スル土壤タルノ一端ヲ概見スルニ足レリ。曩ニ、台南ノ匪賊掃蕩ニ就クニ際シ、其後背面タル卑南地方ニ一日モ早ク兵營ト行政庁ノ設置アランコトヲ希幾セシナリ。殊ニ、該方面ハ外寇上ノ虞モ殊伴フアレハ、仮令如何ナル故障起ルモ之ヲ排シテ果断的着手ノ必要迫ルヲ認ムナリ。卑南地方ニ旧来夥多ノ寄留清国人住在スルコト衆ノ知ル処ナリ。加フルニ、匪賊ト混住スルアリ縱令渠今平静ニ居ルト雖トモ、当初兵威ヲ以テ渠ニ臨ミ、若シ不穩ノ状萌スルニ於テハ再ヒ起ツ能ハサルホトマテニ戮滅ヲ加ヘツ、一方ニハ新政庁ヲ開設シ永久ノ鎮撫ニ従事

² (全19丁。「台湾総督府」朱罫紙)。本稿では、史料引用に際し、適宜句読点を付し、補足説明には〔 〕を使用した。また、引用文中の下線は筆者によるものである。なお、原文には現在では不適切な表現も含まれるが、歴史的な用語としてそのまま引用した。

セサルヲ得ス。乃チ宜蘭ノ如キハ初ノ歡迎中ニ布政ニ就キシ地方ト雖トモ、業既ニ其歡迎日ヨリ叛機ヲ内ニ胚孕スルノ土疆ユヘ今日ノ如ク行政進行上ノ障礙ヲ醸起スルニ至リシナリ。是ヲ以テ布政上ノ利益上ヨリ云ヘハ寧ロ当初直接ニ抵抗ヲ受クルノ便ニ若クハナシ。世上ノ事所謂微シタルヨリ顕ハルハ、ハナク乃チ其顕ハルハ、ノ期ニ於テ緩急ノ差アルノミ。抑モ本島ノ布政ハ専ラ威圧的ニ利アリテ柔懷的ニ害失ヲキコト既ニ実験ニ徴シテ明ナリ。夫レ千里ノ堤モ蟻穴ヨリ崩ルハ、ノ古諺必ズ偶庸ニアラサルナリ。是ヲ以テ台南ノ殘徒該地方ニ潜伏スルニ於テハ須臾モ仮借ス可カラサルヲ得策ト為ス。卑南ハ其位置ヲ以テ言ヘハ恰モ台南県ノ範圍内ニ収ムヘキモノハ、如クナレトモ、元來卑南奇來ノ兩地方ハ生蕃界ノ一大山脈ヲ以テ遠ク表裏隔絶シ、全ク別ニ一区域ヲ形為スルヲ以テ奇來地方ト共ニ予メ此処ニ總督府直轄ノ一民政庁ヲ置キ、而テ后チ或ハ蕃地管理部ノ所轄ニ収テ可ナラン。但タ、卑南ハ軍務上ニ枢要ノ關係アル土疆ナルヲ以テ其政務長官ハ武官若クハ硬骨行政官ヨリ精撰スヘキニアリ。然リ而シテ猶現在ノ各民政支部ニ於ケルカコトキ事務ヲ施行スルノ傍ラ徐ニ撫蕃ノ目途ヲ拡充シ管内測量事業ヲ兼テ植民上ノ目途ヲ講スヘキナリ。又此処ニ台東県ヲ置クノ説ヲ昨夏以來唱道スルモノアリト雖トモ、適策ニアラサルヘシ。其行政組織及ヒ事務方針ハ吾カ分限ヲ憚リ此処ニ讓避ス。

奇萊管理庁

奇萊ハ花蓮港附近ノ總稱ニシテ其管内ニ屬スヘキ区域ヲ假定スレハ、南ハ成広灣近岸ヲ以テ旧台東ニ界シ、北ハ大濁水溪脈ヲ以テ宜蘭ノ南澳蕃地ニ接シ、西ハ岐萊主山ヲ中心点トシ其南西端ハ秀姑巒主山ニ亘リ、其北西端ハ大老閣杜山嶺北麓ニ至ルノ間ヲ一括シテ奇萊ノ一区域ト為スヘキ自然ノ地勢ヲ有セリ。宜蘭管下蘇澳港ヨリ卑南マテノ間別ニ澳港トシテ著ハルハモノアルヲ聞カス、只卑南大溪口成広灣秀姑巒溪口花蓮港等ノジャンク船碇泊場トシテ清国移住民ニ知ラレ居ルアルノミ。乃チ此數溪口ハ船舸取締上必要アル場処ト為ス。清国人ノ調査ニ依レハ冬季間ハ風浪高シト雖トモ、春夏間ハ稍ヤ大船ヲ泊シ得ヘシト云。我カ所見ニテハ此地方布政上ノ初歩トシテ海岸測量用小軍艦一艘ヲ備ヘ宜蘭ノ蘇澳港ト基隆港ノ其休錨地ニ充テ、常ニ花蓮卑南ノ諸溪口間ヲ往復シテ岸陸諸地ノ偵察ヲ遂ケ布政着手ニ從フ方便ナルヘシ且該地着手上ノ第一機關タルヘキモノハ尤モ構造ノ堅牢ナル日本形改良船數艘ヲ備フルニアリ。其使用方法ニ於テハ卑官自ラ方案アリ。今此処ニ冗述スルノ必要ナカルヘシ。

前述ノ如ク東南海岸一帶ノ地ハ、海陸共ニ交通不便ニシテ尋常ノ方法ニテハ到底其目的ヲ達スルヲ得サルヘシ。然トモ自ラ之ヲ行ハント欲セハ敢テ難キニアラサルヲ信ス。

世人往々奇萊ト宜蘭トヲ古來關係相連接スルモノハ、如ク唱道シ且其距離モ相接近シ宛モ宜蘭ノ所轄ニ歸スヘキ蕃地ノ如ク誤認スルモノアリト雖トモ、是實ニ甚シキ誣説ニシテ宜蘭ト奇萊トノ關係ハ、猶台北県ト台中県トノ如ク或ハ台中県ト台南トノ如ク且地勢ニ於テ著シキ懸隔アルヲ知ルヘシ。又清国旧政府ニ於テ制定スル所ノ里程左ノ如シ。

自蘇至東澳二十清里
自東澳至大南澳三十清里
自大南澳至大濁水三十清里
右合計八十清里即南澳生蕃地
自大濁水至大清溪二十五清里
自大清溪至新城四十五清里
自新城至花蓮港北岸五十清里
以上自宜蘭南界蘇澳港至奇萊花蓮港
計程二百清里
即チ日本里ニ改算シテ三十三里十二町

更ニ敬シテ瀨腔ノ鬱懷ヲ啓陳シ以テ裁断ヲ仰カントスルモノアリ。竊ニ察スルニ日本戦捷後歐人ノ意向并清国ノ挙動大ニ省顧スヘキモノアリ。一念此ニ及ブ毎ニ地図ヲ繙ケハ本島ノ東南海岸一帶空曠トシテ尚蕃地界線内ニ属シ、宜蘭管内蘇澳港ヨリ恒春ニ至リ綜計六百五拾余清里即チ我百余里間荒疆ニ委ス。実ニ長嗟ニ堪ヘサルナリ。要路自ラ深計ノ定マルアリテ漫リニ小官等ノ容喙スヘキニアラスト雖トモ、昨年六月澎湖島引揚ケ以来、夙夜憂慮自ラ禁シ難キノ余リ今冒シテ之ヲ述フルモノナリ。

乃チ吾カ企望スル所ハ此軍機政組織中至急東海岸管理上ノ方法ヲ制定シ、台東民政庁ノ設設置ト同時ニ彼ト同資格ノ民政庁ヲ創設シ以テ双方相對立シテ布政ノ歩武ヲ進メ行クトキハ東海岸全面初テ虞慮ナキヲ致スヘキナリ。夫レ奇萊ハ其山林タリ原野タリ濱岸タリ実ニ国家百年ノ大利害ニ関スル一要地ニシテ、徒ニ拓植ノ急功ヲ競ヒ漫ニ事業ノ速成ヲ期シ実地不相応ノ殖産事務ヲ施シ、事業ノ方針ヲ誤ルトキハ本島拓植ノ失計コレヨリ大ナルハナシ。因テ陳フ倘シ安定ニ委スルニ此処ニ任職若干年ヲ以テセハ瀨腔ノ精神ト半生間ノ素養ヲ以テ実務ニ施シ、身親ラ土地ノ定期ト為リ以テ後弊ヲ遮断シ、乃チ其民ト共ニ住ン彈思淬厲^{【ママ】勵か}以テ其終リニ克クント欲ス。若シ職務上過失アルニ際シテハ慎シテ相当ノ刑ニ就カン是固ヨリ覚悟スル所ニシテ今日マテ余命ヲ愉ミ来リシ素懷ニ亦適フモノナラン。但タ、平素職ニ臨ンテハ鞠躬細心官憲ヲ遵奉スヘシト雖トモ、事々他ノ干涉ヲ受ルカ如キハ絶テ避ケント欲スル所ナリ。又台東民政庁ヲ置クヘキ地ト宜蘭支庁トハ正 各三四拾日本里ヲ隔離セルヲ以テ固ヨリ独立管理庁タラサルヲ得ス。

倘シ安定ヲシテ此処ニ相当ノ職權ヲ授ケ一功ノ管理事務ヲ委スルアラハ、茲二十余年間我カ沖繩県諸島ノ施政更革ニ焦心スル所ノ意匠ヲ姑ク該地ニ移シ、乃チ土地検測ノ順序、拓植上ノ方針、住民撫育上ノ方法、山林管護及ヒ道路開鑿等ノ事務一切ニ責任ヲ負ヒ、其傍ラ所謂高山蕃種族各社ノ馴撫ニ従事シ、之ヲ版籍ニ収テ漸次境界ヲ正シ、管内山林ハ地方囑託事務ノ一部分トシテ庁員中相当ノ学識アルモノヲシテ其性質ヲ調査セシメ、此中ヨリ皇室直轄ノ製艦材樹育殖区域ヲ撰定シ、区画正整済ノ上、固有的保管林以外ノ雑木林ハ漸次植民用ニ充ル事ト為シ、其伐採ノ程度ヲ正シ以テ後弊ヲ遮断セント欲ス。然リ而シテ我カ該地方ニ対スル事務ノ方針ハ漸進秩序的ニアリ。是ヲ以テ事務ノ紛雜ヲ避ケンカ為メ、今我カ予定スル所ハ開庁ノ初期十二ヶ月間ハ総務整

理ノ時代ニ属シ、一切ノ事務ヲ庶務ノ一課ニ収メ、住民ノ族籍調査ト其方向鎮定上ニ全カヲ注キ、翌年度以降ニ対スル諸準備ニ従事セントス。

初メ奇萊ニ入ルニ陸路蕃界ヨリスルモ或ハ海路ヨリスルモ予メ旧卑南即台東政務庁所在地跡ヲ以テ根拠トシ、同所ヨリ新墾地間ノ各庄社ニ亙リ、其目的地ノ偵察ヲ遂ケルノ予定ナルモ、既ニ偵察ニ臨ムニ際シテハ縦ヒ多少ノ障礙アルニ拘ハラズ、偵察上ト共ニ事務上仮設ニ着手センコトヲ企望スルモノナリ。其事務庁組織及ヒ事業上ノ順序ハ左章ニ述フ。

庁務施行上ノ順序

卑官ハ奇萊地方着手上ノ順序ヲ二大期ニ別チ、当初六ヶ月間ヲ以テ每一期年、初二期間ハ管内整理ノ時期ト為シ、是ヲ第一年度中ニ事務拡張上ノ基礎ヲ整へ、第三期以後ハ每一週年ヲ以テ一期ト為シ、便チ年度ヲ遂テ漸次着手上ノ目途ヲ伸暢シ行カンコトヲ企望スルモノナリ。

初期

第一期六ヶ月間ハ本管内ノ諸創業ニ対スル創業期ニシテ、其着手上ノ第一要務ハ現住民ノ族籍調査及ヒ浪民ノ処置、其他郵便電位信等総テ政務機関ニ属スル整理を主トシ、其傍ラ埔里社若クハ雲林地方ニ通スル道路開修ニ従事シ、此議場ハ尋常道路鑿通法ニ倣ハス、一種簡單ノ変則法即チ軍事仮道路用開修法ヲ用ヒサルヲ得ス、又一方ニハ其目的区域ノ程度ヲ量リテ地理検測ニ従事シ、事業方針ノ区画ヲ整へ、又蕃人撫綏ノ事務モ兼ネ行フ事ト為シ、又匪賊掃除ニ従事スルノ場合モアリト覚悟シ置カサルヲ得ス。故ニ勉テ庁務ヲ簡ニ約ニセンコトヲ要スルナリ。

第二期

第二期ニ及ンテ住民ノ方向定リ、次第爰ニ初メテ産業上ノ専門調査ニ従事シ、庶務ノ外ニ各殊ニノ専務的分子ヲ加へ、拓植及ヒ水害予防其他ノ準備ヲ兼ネツ、事務ノ進行次第現業ニ従事スルノ場合モアルヘシ。第三期以後ハ、即チ前期ヲ継続シテ庁務区域ヲ拡張スルモノナルヲ以テ特ニ冗述セン。

管理庁組織

初期六ヶ月間

庁員拾名外臨時雇数名

内

庁務主任 一名

管内一切ノ責任ヲ帯フル者ニシテ即各支庁主任ト同格

庶務会計監督 一名

臨時機庁務主任ヲ代表スヘキ責任ヲ有スル者ニシテ体休職武官若クハ高等官ノ資格ヲ有スル者

庶務会計主務 一名

公文戸籍産業及ヒ会計上ノ要務ヲ司ル

庶務係 二名

文章往復戸籍及ヒ一切ノ庶務ヲ司リ、内卷名ハ学務衛生上ノ事務ヲ兼ネ、一名

ハ土木其他業務上ノ常務ヲ兼ヌル者トス
土木會計兼務 一名
金錢出納其他會計上ノ常務ニ土木事務ヲ兼ヌル者トス
医官 一名
管内全域ノ衛生ヲ兼務スル者トス
測量技手 一名
管内測量ヲ常務トシ、植民用地檢測或ハ土木事務ヲ兼任スル者トス
通訳官 二名
内壺名ハ専ラ訳文ヲ司リ、壺名ハ訳話ヲ専務トスル者
已上十名ヲ以テ定員ト為ス
医員助手 二名
壺名ハ藥劑、一名ハ衛生ヲ専務トスルモノ
測量助手 二名
外ニ
生蕃語通事 二名
但シ、平埔熟蕃人若クハ生蕃通事ヲ以テ日給雇ニ充ツ
写字生 若干名
内地人或ハ島民ヲ以テ臨時雇ニ充ツ
第二期以後
已上諸員ノ外ニ第二期ニ際シ、事務ノ進行上必要ニ因リ、事務専門家若干名ヲ加フ
警察官 若干名
各舩着場及ヒ卑南境界其他三四ヶ所ニ分署ヲ置ク
憲兵 五拾名以上
吏員及ヒ管内住民ノ風紀ヲ糺シ且管内ノ事變ニ応スル為メ、屯署置ク
外ニ
守備隊 二中隊已上
但シ、山砲隊一坐ト工兵一組ヲ加フ即チ台東民政庁ト同数
説明

此奇萊方面ニ分遣隊ヲ置クハ必要ハ諸浪民ノ潜伏場ニ屈強ノ地勢ヲ有スルト海岸防備ノ為ナリ。其然ル所以ハ、花蓮港畔ヲ中央点トスレハ乃チ宜蘭南界ノ蘇澳港ヲ距ル三拾余里亦台東民政庁設置用地ヲ距ル同ク三拾余里ノ処ニ別裏区ヲ為スモノナレハナリ。宜蘭ノ蘇澳港ヨリ奇萊管内ノ新城ニ至ル二十余日本里内外ノ間ハ、南澳蕃地ト唱フルモノナリ。此南澳蕃地殆ント二十里間向後宜蘭支庁撫墾蕃署区域ニ属シ、コレニ同管内叭哩沙地方ノ所謂溪頭蕃地方ナルモノヲ加へ、今ノ宜蘭支庁管内区域ニ倍蕞スルノ面積余地ヲ留メ、新城ノ微微北大清水溪附近ヲ以テ境界ト為バ、宜蘭ニ於テモ毫モ地域狭小ノ憂ナカルヘシ。又奇萊管内ニ於テモ其北端ナル新城ヲ以テ第二市街地ト為シ、台南東ニ界シテハ秀姑巒溪及ヒ成広灣ノ間ニ第三市街地ヲ置キ、此兩市街地ヨリ台東宜蘭ノ兩政区ヲ距ル各二十余里間ヲ隔離スルニ於テハ守

備隊ノ必要亦他ニ異ナル事ナシ。但タ、台東ニ於テハ旧来支那民族ノ広ク住棲スルカ上ニ、目下旧清国廢兵ノ散在スル形跡著シタカラズト雖トモ、實際ニ於テハ夫レ新城ノ如キハ現今向來共ニ諸浪民等ノ屯集地トニシテ、南成広湾ニ至ルノ間モ決シテ蕃地界内ト見做スベキモノニ非ズ。敢テ述ブルマデモナク、渾テ行政上ノ方針ハ其基礎ニ於テハ、終始一定セサルヲ得ス。苟モ事萌ルニ際シテハ俄然之カ計ヲ為スカ如キ事アリテハ、機既ニ後シ、啻ニ行政渋滞ノ失体ヲ招クノミナラズ甚シキハ帝国ノ威信ヲ墜損シ、外交上ノ利害ニ影響ヲ及ボスコト既ニ前轍ニ徴シテ昭乎タリ。故ニ、当初ヨリ確然タル警備ヲ整へ置カサルヲ得ス、是守備隊ノ行政庁ト關係相連接スル所^[ママ]所ナリ。殊ニ、一荒疆ノ道路開鑿鉅業所置等ノ如キハ軍政組織ノ特別慣例ニ依ラサルヲ得ス。

總督府雇員

田代安定

明治廿九年一月十日

台湾總督樺山伯爵閣下

出典:「田代文庫」(台湾大学特蔵室蔵)

【付記】本研究は、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）基盤研究 C「近代日本による沖縄と台湾の「旧慣」調査と統治政策の形成—田代安定関係資料を中心に」課題番号 2637098（研究代表者 大浜郁子）の研究成果の一部である。

[本稿は、未定稿であるため、無断引用を禁ずる]

